

新十津川町PRキャラクターの使用に関する要綱

新十津川町PRキャラクター使用取扱要綱（平成26年10月23日決定）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、新十津川町観光協会（以下「観光協会」という。）が定めた新十津川町（以下「町」という。）のPRキャラクター「とつかわこめぞー」（以下「キャラクター」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

（使用の許可）

第2条 キャラクターを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ新十津川町PRキャラクター使用申請書（別記様式第1号）を観光協会の会長（以下「会長」という。）に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、使用内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、口頭その他会長の認める方法により申請することができる。

- （1）観光協会に属する団体が観光推進の目的で使用する場合
- （2）町に属する執行機関がその業務に関する事業で使用する場合
- （3）学校その他の教育機関が教育等の目的で使用する場合
- （4）報道機関が報道又は広報の目的で使用する場合
- （5）その他会長が適当と認めた場合

2 会長は、前項に規定する申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めたときは、必要な条件を付してキャラクターの使用を許可するものとする。ただし、使用内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、その使用を許可しない。

- （1）法令または公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- （2）特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- （3）不当な利益を得るために利用し、又は利用するおそれがあるとき。
- （4）自己の商標（商標法（昭和34年法律第127号）第2条第1項に規定する商標をいう。）、意匠（意匠法（昭和34年法律第125号）第2条第1項に規定する意匠をいう。）等として独占的に使用し、又は使用するおそれのあるとき。
- （5）町及び観光協会の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
- （6）キャラクターのイメージを損なうおそれがあるとき。
- （7）その他会長が不適当と認めたとき。

3 会長は、前項の規定によりキャラクターの使用を許可したときは、新十津川町PRキャラクター使用許可書（別記様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。ただし、第1項ただし書の規定による申請のときは、口頭その他会長の認める方法により通知することができる。

（使用料）

第3条 キャラクターの使用料は、無料とする。

（遵守事項）

第4条 第2条第3項の規定による通知を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可を受けた目的又は用途のみに使用すること。
 - (2) 許可の権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
 - (3) 原則として、観光協会が定める形、色等の規格に沿って使用すること。
 - (4) キャラクターを使用して製作したもの（以下「製作物」という。）について、商標法による商標登録、意匠法による意匠登録等を受けないこと。
 - (5) 原則として、製作物に「新十津川町PRキャラクター とつかわこめぞー」と明記すること。
 - (6) キャラクターの使用前に、製作物の完成見本を会長に提出すること。ただし、当該完成見本の提出が困難な場合は、写真の提出をもって代えることができる。
- （使用許可の変更）

第5条 使用者は、使用の許可に係る事項を変更しようとする場合は、新十津川町PRキャラクター使用変更許可申請書（別記様式第3号）を会長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、会長の認める方法によることができる。

- 2 第2条第1項ただし書の規定は、前項に規定する申請について準用する。
 - 3 会長は、第1項に規定する申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めたときは、新十津川町PRキャラクター使用変更許可書（別記様式第4号）により申請者に通知するものとする。
 - 4 第2条第3項ただし書の規定は、前項の規定による通知について準用する。この場合において、同条第3項ただし書中「第1項ただし書」とあるのは「第5条第2項において準用する第2条第1項ただし書」と読み替えるものとする。
- （使用の許可の取消し）

第6条 会長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の条件を新たに付し、若しくはこれを変更し、使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 使用の許可の条件に違反したとき。
- (2) この要綱に違反したとき。
- (3) その使用内容が第2条第2項各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により使用の許可を受けたとき。
- (5) その他会長が必要であると認めたとき。

- 2 会長は、前項の規定により使用の許可の取消し等を行うときは、新十津川町PRキャラクター使用許可取消通知書（別記様式第5号）により当該使用者に通知するものとする。

（責任の制限）

第7条 前条第1項の規定による使用の許可の取消し等により使用者に損害が生じても、観光協会はその損害の責めを負わない。

- 2 観光協会は、使用者がキャラクターの使用によって第三者に対して与えた損害又は損失について、法律上の責任を一切負わない。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、キャラクターの使用について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の新十津川町観光PRキャラクター使用取扱要綱第3条第2項の規定による使用の許可の通知を受けている者は、この要綱の施行の際に改正後の新十津川町観光PRキャラクターの使用に関する要綱第2条第3項の規定による使用の許可の通知を受けた者とみなす。